

円LIBOR利用状況簡易調査 結果概要

2021年11月1日
金融庁・日本銀行

調査概要

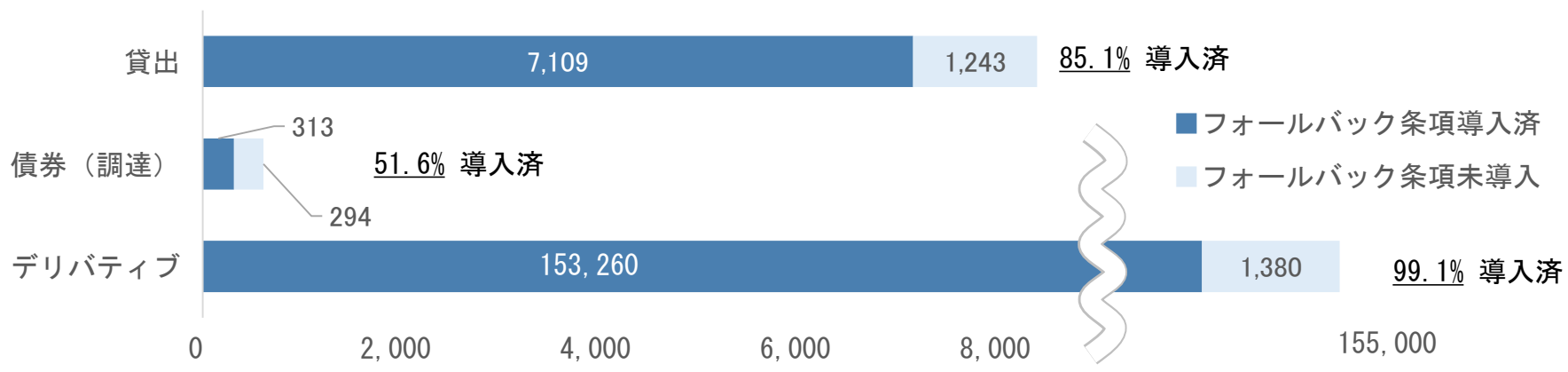
- 本邦主要金融機関における円LIBORからの移行状況の現状を迅速に把握するため、
 - 円LIBOR参照契約件数・フォールバック条項導入状況について、単体・国内拠点ベースでの概算値を集計
 - 2021年9月末時点で移行対応未了の契約について、移行上の課題・対応方針を調査

調査基準日	2021年9月末
調査対象先	<p>計27先</p> <p>主要行等 9先 (みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)</p> <p>その他銀行等 3先 (ゆうちょ銀行、農林中央金庫、信金中央金庫)</p> <p>地域銀行 10先 (第2回利用状況調査における円LIBOR参照契約件数上位先)</p> <p>証券会社 5先 (第2回利用状況調査における円LIBOR参照契約件数上位先)</p>
調査対象拠点	単体・国内拠点
主要調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 満期が2021年12月末を越える円LIBOR参照契約及びフォールバック条項導入済の契約 (貸出、(調達サイドの)債券、デリバティブ) の件数 事前移行・フォールバック条項導入の対応状況及び未対応契約に係る対応方針等
備考	<u>単体・国内拠点ベースの概算値であり、第1回・第2回LIBOR利用状況調査(連結・海外拠点含むベース)における結果との単純比較はできない。</u>

円LIBOR参照契約件数とフォールバック条項の導入状況（2021年9月末時点）

- 2021年9月末時点における移行対応は、貸出、債券（調達）、デリバティブともに大きく進捗。
 - 円LIBORの公表停止日である2021年12月末を越えて満期が到来する円LIBOR参照契約の件数のうち、契約上、フォールバック条項が未導入のものは貸出が1,243件、債券（調達）が294件、デリバティブが1,380件であった（2021年9月末時点）。
 - 契約書の変更が未了の契約の多くは、既に契約当事者と代替金利指標・スプレッド調整方法等の条件について合意済との回答先が多数を占めた。

円LIBOR参照契約件数とフォールバック条項の導入状況(2021年9月末時点)



(注1) グラフ中の計数は、満期が2021年12月末を越える契約の件数。フォールバック条項導入割合 (%) は、契約書の変更まで完了した割合であって、契約の変更内容を合意した割合でない点は留意が必要。なお、同割合は小数点以下第2位を四捨五入している。

(注2) 貸出はコミットメントラインを含む。また、一部先におけるリテール向け貸出（フォールバック条項導入済）を含む。

(注3) 債券（調達）のうちフォールバック条項未導入の契約には、金融庁が2021年2月に一部改正した「LIBORの公表停止を踏まえた自己資本比率規制及びTLAC規制に関するQ&A」に則った対応を予定し、当面移行対応が不要な債券も含まれている。

(注4) デリバティブのうちインターバンク取引の大宗は、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）のマスター契約に準拠し、2021年1月25日に発効したISDAプロトコルを批准しているため、フォールバック条項は導入済。また、清算機関を相手方とする契約については、TONAへの一括移行により対応予定。清算機関による一括移行については、[日本証券クリアリング機構ウェブサイト](#)参照。

円LIBOR参照契約の移行上の課題・対応方針

- 2021年9月末時点で移行対応未了の契約の**大宗が、2021年12月末までに移行対応完了の見込み**。なお、9月末までに完了しなかった背景（移行上の課題）は、下記を参照。
- 例外的にごく一部の契約は、2021年12月末までに移行対応が完了しない可能性があるが、回答時点では、**真に移行が困難な既存契約（いわゆる「タフレガシー」）には該当せず、シンセティック円LIBORの利用が見込まれる契約は報告されなかった**。

	9月末時点で移行対応未了の主な背景	例外的に2021年12月末までに移行対応が完了しない可能性がある例
貸出	シンジケートローンにおける関係者間の調整に時間を要することや、円LIBOR参照スワップのレートを基に算出・公表されているTSR（注）（以下、「LIBOR TSR」）の後継金利の確定値が公表されていないこと。	顧客等の要望を受け、2022年以降の最初の金利更改期に合わせて対応するケースでは、12月末までに移行対応が完了しない可能性があるとの回答があった。
債券（調達）	社債権者の同意取得に時間を要することや、LIBOR TSRの後継金利の確定値が公表されていないこと。	LIBOR TSRの後継金利の確定値が公表されていないことで社債権者の同意取得が遅延した場合に、12月末までに移行対応が完了しない可能性があるが、2022年以降の最初の利払日までには対応完了する見込みとの回答があった
デリバティブ	デリバティブが紐づく貸出・債券の後継金利が確定していないこと。	社債権者集会の開催を予定している債券に紐づくデリバティブについて、LIBOR TSR参照債券の移行対応の遅れに伴い、12月末までに対応が完了しない可能性があるが、大きな遅延はなく対応完了する見込みとの回答があった。

（注）東京スワップ・リファレンス・レート。リフィニティブ社が、算出・公表している指標金利。LIBOR公表停止に伴い、参照金利指標をTONAに変更した後継金利（TONA TSR）の確定値が、2021年10月28日より公表されている。